

令和 8 年度 海外における伝統的工芸品の実演およびワークショップ実施業務に係る仕様書

本仕様書は、一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会（以下、当協会）が、欧州・アジア地域にて伝統的工芸品の実演・ワークショップ（以下、実演WS）を実施するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めたものである。

1. 業務の名称

海外における伝統的工芸品の実演・ワークショップ実施業務

2. 前提条件

- (1) 本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社を含め体制管理を徹底するとともに、必要に応じてタイムリーにコミュニケーションが図れる体制と仕組みを確保すること。
- (2) 都市の指定は原則求めないが、市場環境、消費者の特性、文化的関心度、購買力、今後の展開可能性等を総合的に判断し、実演WSに適した都市を対象とすること。
- (3) 一社あたりの企画提案数に制限は設けないが、複数の提案を行う場合は、それぞれ企画書・見積書を分けて作成すること。
- (4) 次項における区分 1～2 においては、いずれも必ず採択されるものではなく、企画内容の妥当性を踏まえて実施の採否を検討する。

3. 対象国・地域

区分 1) 欧州（ヨーロッパ）における対象国・地域

グループ	地域
A 人口5,000万 人程度以上	フランス（パリ含む）
	イギリス
	ドイツ
	イタリア
	スペイン
B 人口2,000万 人以下	スイス
	ベルギー
	デンマーク
	オランダ
	その他 欧州諸国
	Bグループは、IMF統計 1人当たり名目GDP 40,000US \$ 以上 / 2024年以降 の国を対象

区分2) アジアにおける対象国・地域

グループ	国・地域
C	香港
D	台湾
E	シンガポール

4. 実施可能性のある業種、事業者

業種：経済産業大臣指定伝統的工芸品の産地組合の全業種

<https://kougeihin.jp/learn/>

事業者：指定産地組合に所属する全事業者

5. 実施に係る講師人数および回数制限について

- (1) 1会期における実演・WSの講師は、1名を想定する。
- (2) 本事業における「会期」とは、委託者が指定する期間・会場で実施する1回分の実演・WSをいう。採択された1事業者あたりの実施は最大2会期までとする。なお、2会期の提案があった場合であっても、採択は1会期のみとすることがある。
- (3) 提案した両方が採択されることを応募の前提条件とする場合は、その旨を提案書に明記すること。なお、両方が採択された場合であっても、それぞれの会期の講師が別となる場合がある。
- (4) 採択会期数により委託金額が変動するため、1会期あたりの金額内訳が判別できる見積書（会期別の内訳を明示）とするか、または会期ごとに見積書を分けて提出すること。
- (5) 採択上限会期数を超え、候補日が複数ある場合はその旨を記載すること。
- (6) 講師の出張に関する渡航費、宿泊費および謝金は当協会の負担とし、手配は当協会が行う。

6. 実演・ワークショップの別について

実演WSは以下のとおり定義し、応募者はそのいずれか又は両方の実施形態について提案することができる。なお、実施する業種、講師及び具体的内容については委託者が決定するものとし、受託者は、会場、実施時期、実施日数、運営方法、必要備品、通訳・補助体制、安全管理、広報、報告方法その他実施環境に関する提案を行うものとする。

ワークショップについては、来客から材料等相当分の参加料を徴収することができるものとし、受託者は会期終了後、参加人数、参加料単価、徴収総額、返金の有無その他必要事項を明記した報告書およびその根拠資料を添えて、当協会へ日本円にて送金するものとする。参加料は、委託者及び受託者が協議の上決定する。

実演	講師が制作工程・技術を来場者に提示し、主に見学を通じて理解を促すプログラム（来場者の制作参加は行わない、または最小限）。
ワークショップ (WS)	講師の指導のもと、参加者が材料・道具を用いて制作工程を体験する参加型プログラム（参加者の制作参加を前提とし、成果物の持ち帰り等を伴う場合がある）。

7. テスト販売の実施（任意）

実演・体験を通じたプログラムの実施に加え、現地市場における需要および購買行動を伴う実証を行う観点から、付帯的な取組として、実演・ワークショップと併せたテスト販売を提案することができる。物販を主目的とする提案は、本公募の対象外とする。なお、テスト販売は、実演・ワークショップの効果を補完する付帯的取組として実施するものであり、販売自体を主目的とするものではない。

提案内容	テスト販売を実施する場合は、企画書に少なくとも以下の内容を記載すること。 [場所／面積／想定展示アイテム数／テスト販売期間／手数料率等] また、価格設定については、受託者の提案を参考にしつつ、委託者および講師が協議の上決定する。
販売・ヒアリング	販売員等を配置し、展示商品の説明及び販売を行うこと。あわせて、顧客に対するヒアリング調査を実施し、件数及び内容の充実を図ること。ヒアリングに当たっては、①商品に対する印象、②価格感、③用途・購入目的、④購入理由又は非購入理由、⑤今後の展開に向けた示唆が把握できるよう努めること。なお、消費者に対して工芸品の背景やニュアンス、魅力をより深く伝えるため、実施会場には日本人又は日本語話者がいることが望ましい。ヒアリングの形式は、店頭での自然な会話を通じて取得した内容をスタッフが記録・集約する方法とし、最低件数は定めないが、事業の趣旨に鑑み、可能な限り多くのヒアリングを実施すること。テスト販売の実施後は、消費者からのヒアリング内容の分析に加え、現地スタッフの視点を含めて分析・提案を行い、レポートに取りまとめること。
販売条件	テスト販売に用いる商品は、委託者が指定する商品とする。受託者は、会期中に販売した商品の売上金を取りまとめ、販売実績報告書を添えて委託者へ送金するものとする。販売実績報告書には、少なくとも商品名、販売数量、販売単価、売上金額、手数料その他必要事項を記載すること。販売に至らなかった商品については、会期終了後、返送するものとする。受託者による商品の買取りは前提としない。

8. 業務実施に係る準備

- (1) 現地規制や物流条件等を勘案し、対象国・地域での実施へ向け最大限取り組むこと。
- (2) 収集した情報を当協会に適宜共有すること。
- (3) 実演・ワークショップで使用する材料、道具、参考展示品、配布物等に関する情報の翻訳を必要に応じて行うこと。
- (4) 実演・ワークショップで使用する材料、道具、参考展示品等の特性の把握に努めること。

9. 実演・ワークショップの実施

ターゲット国・地域における会場を設定し、実施に向けた手配及び調整を行うこと。

【実演・WS共通】

場所	十分な集客が見込まれる施設で実施すること。路面店、商業施設内のイベントスペース
----	---

	<p>ース、文化施設、教育施設その他これらに類する会場を含め、安定した来場が見込まれる場所であることを条件とする。日本ファンや日本に興味がある人と親和性が高い施設がより望ましい。また、実演・ワークショップ単独での実施に限らず、文化イベント、展示会、フェアその他これらに類する集客性のあるイベントの一部として組み込む形で実施する提案も歓迎する。なお、実演・ワークショップの内容、安全管理、動線確保、騒音・振動・粉じん等への配慮を踏まえ、適切な実施環境を確保できる会場であること。</p>
広報	<p>紙媒体やプレスリリース、自社（店舗）SNSへの記事投稿などを通常の店舗運営・イベント運営の範囲内で行い、伝統的工芸品の魅力を最大限訴求するアピールを行うこと。広告出稿に対する対価は支払わない。</p>
配布	<p>当協会や事業者、および産地組合等が支給する工芸品に関わるパンフレット等を配置し、配布すること。</p>
撮影	<p>実演・WS等の実施状況（準備を含む）および、顧客が見学・参加・購買等している様子について、広報用および記録用として、写真・動画等の素材を当協会へ適宜共有すること。素材はプロによる撮影である必要はなく、現地スタッフ等がスマートフォン等で撮影したものでも可とする。</p>
輸送	<p>以下の業務の実施およびこれに係る経費負担は受託者が行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受託者指定の国内倉庫から実施会場までの実演用具や展示商品の輸送 ・実施会場から受託者指定日本国内倉庫を経由し検品後、出展者住所（日本国内）までの実演用具や展示商品の輸送 ・輸送に係る保険加入（オールリスク担保） ・通関手続き及び通関後の展示商品保管 <p>※商品等に破損・汚損等が生じた場合は適切に対応すること。</p> <p>当協会から受託者指定の国内倉庫への発送は、原則として宅配便により行う。各展示商品等は、国内輸送に通常耐えうる水準で梱包した上で発送するものとし、輸出又は通関のために追加の梱包、補強又は仕様変更が必要と受託者が判断する場合は、その対応を受託者の業務範囲に含め、必要経費を見積書に計上すること。</p>
通訳	<p>実演WS会期中は1名の日本語通訳兼補助員をつけ、実施のサポートを行うとともに、消費者からヒアリングした内容を適宜講師に共有すること。</p>
商談	<p>会期中および会期後に商談が発生した場合のフォローアップ支援を行うこと。</p>
安全管理	<p>刃物、熱源、塗料、接着剤、粉じんその他安全上配慮を要する材料又は道具を使用する場合は、現地法令及び会場ルールを踏まえ、受託者の責任において必要な安全対策、参加者導線の整理、注意表示、補助員配置その他の措置を講ずること。</p>

10. 見積もりを出す上での諸条件

実施する業種・講師・内容が現時点で未確定であるため、本公募においては、下記のとおり暫定的（仮）に条件を設定する。なお、下記の内容は見積条件を統一するための仮設定であり、対象業種又は実施内容を木工分野に限定するものではない。また、機織り機、電動ろくろ等の大掛かりな設備については、日本からの輸送（輸出）を想定しない。さらに、実演およびワークショップを組み合わせ

た実施形態（例：実演3日＋ワークショップ2日の合計で5日間の会期設定、など）についても提案を受け付ける。実演およびワークショップの会期は下記のとおり短期の想定とするが、テスト販売については、会場条件、販売状況、事業効果等を踏まえ、これより長い期間を設定する提案を妨げない。1か月から2か月程度の販売期間を設定する提案も可とする。

1. 【実演の場合】

期間 (実演)	1会期あたり4～5日程度
内容	木工職人による彫刻実演
実演時間	任意の提案を受け付けます（要休憩）
面積	約 2m × 2m (4㎡) 作品展示（工程見本）＋ 配布資料の設置
備品準備	作業台、椅子、手元ライト、電源、延長コード、資料用展示台

2. 【ワークショップの場合】

期間 (WS)	1会期あたり4～5日程度
内容	彫刻トレー作り （型で切り抜いた木地に、彫りを施します。） サイズ：約 10×10×H1cm 所要時間：約1時間
面積	任意の提案を受け付けます。 ただし、展示スペースがあることが望ましい。

3. 【テスト販売（任意）】

期間 (WS)	1会期あたり1週間以上
面積	任意の提案を受け付けます
備品準備	任意の提案を受け付けます
商品	木工品（お椀、お箸、置物等） 20種類、50点
輸送	<ul style="list-style-type: none"> ・テスト販売に係る商品ついて、受託者指定の国内倉庫から実施会場までの輸送 ・実施会場から受託者指定国内倉庫を経由し、国内産地事業者までの輸送 ・通関手続きおよび通関後の保管 ・輸送に係る保険加入（オールリスク担保） ・総量は、160サイズ×1箱とする。

販売・ヒアリング	販売員等を配置し、展示商品の説明及び販売を行うこと。あわせて、顧客に対するヒアリング調査を実施し、件数及び内容の充実を図ること。ヒアリングに当たっては、①商品に対する印象、②価格感、③用途・購入目的、④購入理由又は非購入理由、⑤今後の展開に向けた示唆が把握できるよう努めること。なお、消費者に対して工芸品の背景やニュアンス、魅力をより深く伝えるため、実施会場には日本人又は日本語話者がいることが望ましい。ヒアリングの形式は、店頭での自然な会話を通じて取得した内容をスタッフが記録・集約する方法とする。なお、最低件数は定めないが、事業の趣旨に鑑み、可能な限り多くのヒアリングを実施すること。
商談	会期中および会期後に商談が発生した場合のフォローアップ支援を行うこと。

その他事業実施に必要なと考えられる項目を記載ください。

11. 実施の流れ

タスク	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
公募												
実施場所の仮決定												
講師募集												
受託者・最終決定												
実施内容調整 (受託者・伝産・産地)												
材料・道具・配布物等の輸送												
実演/WS (必要に応じテスト販売含む)												
実施報告												

注) 会場日程が前倒し/後ろ倒しの場合は、輸送を連動して前後させます。

12. 委託価格の最終決定

実施会場と講師の組み合わせが決まり、実施内容が固まった後、応募時に提出された見積書を基礎として、必要に応じて再見積書の提出を受け、委託額を最終確定します。

13. 実施報告

以下の内容を実施すること。

- (1) 当協会への定期的な実施状況の報告およびデータの共有（週に1回を目安とする）
- (2) 対面での最終実績報告および実施結果の提供（2027年2月末日まで）
- (3) 今後の海外実演・ワークショップにおける展開可能性の報告と提案
- (4) 今後の海外実演・ワークショップにおける改善策や、有効なツール等の提案

14. 成果物

- (1) 委託業務完了後は、本事業の具体的な成果等に関する業務完了報告書を、2027年2月末日までに当協会へ提出すること。
- (2) 業務完了報告書には、本事業の実施内容を記録した写真等を含むこと。
- (3) 業務完了報告書には、実施した業種の今後の海外展開に係るアドバイスの内容を含むこと。

15. 留意事項

- (1) 応募にあたっては現地法規や規制、慣習を勘案し、使用が不可能な材料や用具が想定される場合、もしくは懸念事項等は根拠とともに応募書類内に明記すること。実演・WSのイメージは、<https://kougeihin.jp/event/>より参照ください。
- (2) 実施にあたって、調整の余地がない項目は必ず記載すること（実施面積など）
- (3) 本委託業務の実施により作成された文章、画像、動画、イラストその他一切の著作物に関する著作権その他一切の権利は、委託者に帰属するものとする。委託者は、当該著作物を広報物、PR施策、他事業での活用等において無償で使用し、修正し、編集し、又は再利用することができる。
なお、受託者は、本事業の実施、本事業に係る広報、関係者との連絡調整、制作、校正、納品その他本事業の遂行に必要な範囲内において当該著作物を使用することができる。ただし、本事業の範囲を超える自己利用、第三者提供、転載、再許諾その他これらに類する利用は、委託者の事前承諾なく行ってはならない。
- (4) 業務の実施にあたっては、委託者と協議の上詳細を決定し、進捗状況を委託者に報告すること。また、スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、委託者の承認を得ること。
- (5) 本仕様書に明示なき事項または業務に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。
- (6) 業務の実施にあたって、仕様書の記載内容に限らずより良い施策がある場合には応募時に提案すること。
- (7) 本事業の実施に関連して生じた訴訟その他の紛争については、受託者の責めに帰すべき事由によるものは、受託者の責任において対応するものとする。
- (8) 天災地変、戦争、テロ、暴動、感染症の拡大、政府による渡航制限・入国制限、輸送の途絶、治安の著しい悪化その他の不可抗力、またはこれらに準ずる事由により、本事業の全部又は一部の実施が困難又は不適當となった場合、委託者は受託者と協議の上、本事業の内容の変更、実施の延期又は中止を決定できるものとする。この場合、委託者は中止又は未実施となった業務に係る対価を支払わないものとし、既に実施済みの業務に係る対価については、成果物及び実施実績に基づき、委託者と受託者が協議の上、精算するものとする。

16. 当協会との連携

- (1) 事業の運営に際しては、当協会職員と連携すること。
- (2) 事業サポートとして、本事業の円滑かつ効果的な遂行のために必要な事務サポート、情報提供を当協会に対して行うこと。また、当協会からの各種問い合わせに関しては迅速に対応すること。

17. 契約等

- (1) 委託料の支払いについて
 - ① 委託金額は業務完了報告書の提出を受け、検査合格後に精算払いとする。
 - ② 通貨は日本円とする。
- (2) 損害のために必要を生じた経費の負担について
 - ① 当該委託業務の処理に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし、当協会の責めに帰すべき理由により生じたものについては、当協会が負担するものとする。

18. スケジュール目安（参考）

日程	内容
5月下旬	委託先事業者決定後、打ち合わせ
6月中	実施内容・講師・会場等の調整
6月下旬～7月中旬	材料・道具・配布物等の輸送
7月上旬～2月上旬	実演・ワークショップ実施（必要に応じテスト販売を含む）
2月末日	実施報告および事業完了報告書の提出

上記スケジュールは、最もスムーズに進めた場合のスケジュールであり、この予定に限らない